

1. 会合名	「投資勧誘のあり方に関するワーキング・グループ」(第 26 回)
2. 日 時	平成 25 年 7 月 25 日 (木) 午前 10 時 00 分 ～ 11 時 20 分
3. 議 案	1. 高齢顧客との取引にかかる自主規制規則 (案) 及びガイドライン (案) 2. その他
	1. 高齢顧客との取引にかかる自主規制規則 (案) 及びガイドライン (案) 事務局より「高齢顧客に対する勧誘・販売に関する自主規制規則の制定 (案)」及び「高齢顧客との取引にかかるガイドライン (案)」についての説明が行われた。 【自主規制規則 (案) の説明】 事務局より自主規制規則制定の目的、背景、方針、条文案 (協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則への条文の新設) 等についての説明が行われた。 (主な質問等) ・自主規制規則 (案) では、規則制定の方針として、具体的な基準は各社が自主的に定めると示しているが、年齢基準については、本ワーキングにおいて議論していただき、強制はしないまでも一定の目線としての基準を定めてほしい。年齢基準の設定に伴い、各社における高齢者の取引をロックするようなシステム改修が必要となる。各社バラバラの年齢基準を決めた後になって他社との乖離が大きかった場合は、再度システム改修が必要となってしまう。今回の制度導入は、システム負担のみならず、営業部門やコンプライアンス部門などの人的負担もかかってくるので、右往左往することがないように一定の基準を示してほしい。(委員) →目線を合わせることにについては重要な論点であると考えている。本日のワーキングはガイドライン案の説明とそれに対する質問、例えば用語の意味合いなどの質問をいただく場と考えており、ご意見等については次回以降のワーキングで議論させていただきたいと考えている。(事務局) 【高齢顧客との取引にかかるガイドライン (案) の説明】 金融庁が提示した「高齢者に対する勧誘・販売フロー (案)」に基づき、事務局が作成した「高齢顧客との取引にかかるガイドライン (案)」について、事務局より項目毎に説明が行われた。 1. 社内規定の制定 (主な質問等) 特になし 2. 高齢顧客の定義 (主な質問等) ・「2. 高齢顧客の定義」Q 1 の A では、「年齢その他の顧客属性等を基準」と記載しているが「その他の顧客属性」とはどのようなものと考えているのか。(委員) →「その他の顧客属性」とは、例えば、家族との同居の有無であるとか、就労中で定期的、継続的な収入があるのか、または年金収入のみであるとか等を想定している。各社における経験値に基づき、既にいろいろな基準をお持ちと考えられる。今回は各社のそれらの基準を根底からなくしてしまう必要まではないと考えている。(事務局)

- ・年齢基準について、「１．社内規則の制定」Ｑ２のＡでは、複数の協会員と取引を行う高齢顧客が戸惑うことがないように目線合わせが必要であると示しながら、一方で「２．高齢顧客の定義」Ｑ１のＡでは、“世間一般では６５歳を高齢者、７５歳以上を後期高齢者”と書かれているが、どのように捉えたらよいか。（委員）

→WHO（世界保健機関）では６５歳以上を高齢者と定義し、また医療保険制度では７５歳以上を後期高齢者と称しており、定性的な基準であると考えられることから引用した。現在各社独自の年齢基準を設定していると思うが、今回のガイドライン策定で高齢者への対応フローが各社で同じようなものになった場合、各社の年齢基準が極端に異なることにより顧客が困惑することを懸念しており、このような記述とした。（事務局）

３．高齢顧客への勧誘・販売商品

（主な質問等）

- ・勧誘の考え方について教えて欲しい。顧客から例えば投資信託で何かお勧めの商品はないかと聞かれて、商品のラインナップを提示する場合と、目論見書等により個別商品の説明を行う場合が考えられる。このガイドライン案における勧誘はどのレベル感を言っているのか。（委員）

→顧客が自ら銘柄、数量、条件を指定してきたものは勧誘でない、つまり非勧誘とし、それ以外の例えば商品の説明などを行った場合は幅広く勧誘と理解している。（事務局）

- ・顧客に実際に商品売るか否かは別として、当社ではこのような商品を取り扱っているということを伝えるだけでも勧誘に該当してしまうのであれば、顧客の投資機会を奪うことにもなりかねないので、勧誘の考え方についても今後議論していただきたい。（委員）

- ・Ｑ２のＡに、知名度や流動性が高い通貨として米ドル、ユーロ、オーストラリアドル等とある。エマージング国についても知名度が高い国があるが、エマージング国の通貨についても加えてよいか。（委員）

→エマージング国の通貨は、先進国の通貨に比べて、流動性やリスク度合いが異なると思われる。今後議論していただくものと思っている。（事務局）

- ・前回のワーキングでは、金融庁から「高齢者に対する勧誘・販売フロー（案）」の対象商品は主に募集物を想定しているとの発言があったが、ガイドライン案には募集物というキーワードがない。これには何か意図があるのか。（委員）

→募集物を意図的に外したわけではない。募集物に限定してしまうと、一般社債のセカンドリーのリスクについての検討も必要となるので、たたき台としては募集と売買を区別せずに商品のカテゴリーを考え方として示した。（事務局）

４．勧誘を行う場所、方法

- ・各社において既に高齢者の社内規則を定め、運用している中、高齢顧客の利便性を損なわないために、これらの規則を各社の実情に応じて組み合わせた対応を行うことは可能か。（委員）

→前回のワーキングにおいて金融庁に確認したところであるが、今回の規制の骨子の部分、すなわち家族の同席がない場合は当日の受注が不可であり、翌日以降役席者が受注することについては、各社の現状の実務と異なっているともし新しい対応が必要と考える。（事務局）

- ・家族の定義についてもある程度このガイドラインで示したほうが望ましいと考える。また、身寄りのない高齢者について身寄りがないことをどのように確認すればよいのか。
(委員)
→家族の定義については今後の議論と考える。また、身寄りのない高齢者についても慎重に対応する必要がある、今後の議論が必要であると考え。(事務局)
- ・コールセンターが高齢顧客からの電話を受け、一定の会話の後、高齢顧客が商品を購入する場合も規制の対象となるのか。(委員)
→顧客が銘柄、数量等を指定してきた場合は、非勧誘の範囲になると考えるが、コールセンター員が顧客から商品に関して何らかの相談を受け、説明を行った場合は勧誘が行われたと考える。(事務局)
- ・為替関連の商品について、家族の同席がない場合、翌日以降の受注・約定とすることによる、顧客の投資における機会損失につながる可能性についてはどう考えればよいのか。
(委員)
→前回のワーキングで金融庁から説明があったとおり、知名度や流動性が高い通貨のプレーンな外債などについては、株式と同様にこのフローの対象としないという整理もあると考えられる。一方、為替リスクを組み込んで商品性を複雑にしたものまで対象外としてよいのかという点については今後の議論の余地があると考え。(事務局)
- ・事前に家族の包括的な同意が得られている場合でも個別の取引ごとに家族の同意は必要となるのか。家族に取引を知られたくない高齢顧客に対してどのような配慮があるのか。(委員)
→一定の期間内における家族の包括的な承認という考え方は今後議論の余地があると考えられる。ただし、高齢者は突然体調が変化してしまう特性も考慮しなければならない。家族に取引を知られたくない場合でも、その家族から苦情の申立てがないとは限らない。冷たい対応かもしれないが、家族同席がない場合は即日約定ができないという整理もあると考えられる。それでも何らかの配慮が必要であれば、今後議論していく必要がある。(事務局)

5. 約定結果の確認・連絡

(主な質問等)

特になし

6. モニタリング

(主な質問等)

特になし

7. その他（全体を通して）

- ・規則案、ガイドライン案では「顧客が銘柄、数量、条件を指定した注文」、いわゆる客注も規制対象と読めるような箇所があるので、用語の統一、勧誘の定義を示す必要がある。(委員)
- ・このガイドライン案では、高齢顧客に高リスク商品の勧誘を行う際は、役席者による承認を得ていることが前提と読めるが、役席者が承認を行った高リスク商品の勧誘はこのフローに則って対応しなければいけないという整理なのか。また、商品により対応は様々だとは思いますが、幅広い商品について承認を得ている場合もあるので、役席者による

	承認とガイドライン案の手続きは必ずしもセットでないと考えてよいのか。(委員) →金融庁提示フローの①に勧誘開始基準が示してあるが、まずは高齢者への勧誘開始基準の設定が入口にあり、このガイドライン案は主に金融庁提示フローの②の受注方法以降の具体的フローを示したものと理解している。ガイドライン案で「勧誘開始基準」という用語を用いてないのは、協会の投資勧誘規則において規定している「勧誘開始基準」と今回の勧誘の事前承認は同じではないと考えているからである。まずは勧誘の可否についての役席者事前承認のフローを示し、そのうえで②以降のフローを定める構成にしている。(事務局) ・ 現行規則(第5条の2)の勧誘開始基準において特定投資家は対象外だが、今回の高齢者の規則も特定投資家は対象外と考えてよいか。(委員) →特定投資家は規制の対象外であるべきと考えるが、個人の特定投資家が含まれるか含まれないかを考える時に、そもそも高齢者が特定投資家であってよいのかということも考えなければならず、現時点では特定投資家は対象外というような記述は考えていない。(事務局) 2. その他 事務局から今後の規則制定・ガイドライン策定の流れ及び7月31日までにガイドライン(案)等についての意見・質問を受け付ける旨の説明が行われた。 (意見等) ・これから議論する項目が多くあり、実務上困難な場合の代替案等の検討を考えると、ワーキングの回数を増やしていただく必要があると考えている。(委員) →議論の進行に応じてワーキングの回数を増やすことは十分考えられる。ただし、各社の準備期間等を考慮すれば、回数を増やす場合はサイクルを短期化していく必要があると認識している。(事務局) 以 上
5. その他	※本議事要旨は暫定版であり、今後、内容が一部変更される可能性があります。
6. 本件に関する問い合わせ先	自主規制企画部(03-3667-8470)